

# 大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 平成 26 年 3 月 27 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会議時間の決定

3 前会会議録の承認

4 会議録署名委員の決定

5 教育長の報告

6 議 事

日程第 1 (議案第 9 号) 大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について (諮問)

日程第 2 (議案第 10 号) 大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について (諮問)

日程第 3 (議案第 11 号) 大和市立図書館条例の一部を改正する条例について (諮問)

日程第 4 (議案第 12 号) 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 5 (議案第 13 号) 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

日程第 6 (議案第 14 号) 大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について

日程第 7 (議案第 15 号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 8 (議案第 16 号) 教育財産の取得の申し出について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 9 号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について  
(諮問)

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の制定にかかわる  
大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会  
教育長 滝 澤 正

平成26年 月 日

大和市社会教育委員会議  
議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会  
委員長 青蔭 文雄

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について（諮問）

文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例について、貴会議の意見を求めます。

（制定理由）

大和駅東側第4地区に整備する公益施設の管理を行うにあたり、複合施設としての管理運営の考え方や、各施設共通の指定管理に関する手続き、指定管理者の選定・評価を行う附属機関の設置等について定めるため、同条例を新規に制定するものです。

## (仮称)大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例の制定について

### 1. 背景

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に、芸術文化ホールや図書館など、異なる機能を持つ複数の施設が融合する文化創造拠点の整備を進めています。

これまで、「大和駅東側第 4 地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」において、同施設の主な機能や施設内容、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきました。

また、管理運営基本計画では、一体的な運営及び民間活力の積極的な活用を掲げ、指定管理者制度を導入することとしており、地方自治法第 244 条の 2 に基づく指定管理者の指定手続きや審議会の設置等に関する条例を制定する必要があります。

### 2. 条例制定の考え方

「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」で示した一体的な管理運営・サービス提供を実現するためには、所管する執行機関（市と教育委員会）が異なる施設の複合施設であっても、指定管理者の選定や運営の評価を一体的に行える仕組みが必要となります。

このため、複合施設としての管理運営の考え方や、各施設共通の指定管理に関する手続き、指定管理者の選定・評価を行う附属機関の設置等を定める条例を新たに制定します。

なお、本条例による運用は、「大和市公の施設の管理運営に関する基本方針」と、条例の規定方法や選定委員会の位置づけが異なりますが、指定管理に関する考え方や手続きは同方針に準じています。

### 3. 条例の主な内容

#### (1) 目的

指定管理者の指定その他管理に関する必要な事項を定めることにより、文化創造拠点を構成する施設の積極的な連携と機能の融合を図ることを目的とします。

#### (2) 施設構成

本条例の対象とする施設は、指定管理者制度を導入する次の 4 施設となります。

- ・やまと芸術文化ホール（駐車場、駐輪場を含みます）
- ・大和市立図書館
- ・大和市生涯学習センター
- ・大和市屋内こども広場

#### (3) 指定管理の指定の手続き等

文化創造拠点では、指定管理者に各施設の管理運営を一括して行わせるため、指定管理者に関する手続を一体的に行うものとします。

#### (4) 指定管理者の公募

文化創造拠点の指定管理者は、法人その他団体を公募によって選定することを基本とします。

**(5) 指定管理者の選定基準**

- ・次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。
- ①平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

**(6) 指定期間**

指定の日から起算して5年を超えない期間とします。ただし、再指定を妨げません。

文化創造拠点は既存施設の移転を含む新設の複合施設であり、文化創造拠点としての運用実績がなく比較材料がないため、一定期間の管理運営を行った上で、再公募する必要があることから、5年以内の指定管理期間を妥当と考えました。

**(7) 審議会の設置**

文化創造拠点の管理等に関する事項を一体的に審議することを目的に、附属機関として大和市文化創造拠点運営審議会を設置します。

同審議会の主な役割は、文化創造拠点の管理運営に関する事項についての調査審議や市長等への報告又は意見を述べることにします。具体的には、指定管理者の候補者の選定や、開館後の運営評価等を所掌します。

**委員構成**

任期	2年
人数	7人以内
選出区分	(1) 市長が行う公募に応じた市民 (2) 知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認めた者

**4. 条例施行日**

施行日は平成28年11月3日とします。指定管理者の候補者の選定等及び審議会に関する規定の施行日は平成26年7月1日とします。

**5. 施行規則の制定等**

- ・申込書や添付資料等、一部の詳細項目は、規則で規定します。
- ・大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、文化創造拠点運営審議会の報酬を規定します。

議案第 10 号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年 月 日

大和市社会教育委員会議

議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会

委員長 青蔭 文雄

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

平成28年度の竣工を目指し、現在整備中の大和駅東側第4地区公益施設へ生涯学習センターを移転することに伴い、位置及び管理について同条例の一部を改正するものです。

## 大和市生涯学習センター条例の一部改正について

### 1. 背景

本市では、平成28年11月の供用開始を目指し、大和駅東側第4地区に文化創造拠点として、文化複合施設の整備を進めており、既存の生涯学習センターを同施設へ移転することとしています。

これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきました。

今後は、移転後の大和市生涯学習センターの位置及び管理について条例を一部改正する必要があります。

### 2. 条例改正案の主な内容

#### (1) 生涯学習センターの位置

- ・次のとおり変更します。

現 行：大和市深見西一丁目3番17号

変更後：大和市大和南一丁目8番1号

#### (2) 指定管理者による管理

- ・大和市生涯学習センターの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定めます。
- ・なお、他の学習センター4館については、大和市生涯学習センターの指定管理の状況により検討していきます。

#### (3) 開館時間

午前9時～午後9時30分（現行どおり）

※市民交流ラウンジの供用時間は、午前9時～午後9時（日・祝日は午前9時～午後8時）とします。また、次の使用時間区分を適用せず運営するものとします。

※使用時間区分

1	2	3	4	5	6
9:00 ～11:00	11:00 ～13:00	13:30 ～15:30	15:30 ～17:30	17:30 ～19:30	19:30 ～21:30

#### (4) 休館日

- ・大和市生涯学習センターの休館日を次のとおり変更します。

現 行：毎週月曜日、1月1日から3日、12月29日から31日

変更後：1月1日から3日、12月29日から31日

※施設メンテナンス等のための休館は、指定管理者が教育委員会の承認を得て臨時に休館日を設けます。



## (5) 利用料金

### ①利用料金設定の考え方

「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らし、年間の管理運営費から算出した1日の必要収入額に、直近に開館した渋谷学習センターの受益者負担率（開館時）や利用料金を考慮して、新生涯学習センター諸室の利用料金の上限額を設定しました。

現在の生涯学習センターは、市民の負担率実績が平成18年度28%、21年度25%、24年度25%であり、すでに適正化方針で基本としている負担率（25%）に達しています。

新生涯学習センターは、多様化する市民ニーズに応える新たな複合施設であり、駅からのアクセスも至便であることから、負担率を引き上げることが妥当と考え、渋谷学習センターで採用している負担率35%を基本として利用料金を設定しました。

#### 【受益者負担率から算出した1日の必要収入額及び使用時間区分あたりの負担額】

施設区分	対象経費	受益者負担率	稼働日数	1日の必要収入額	使用時間区分あたりの負担額	
講習室	11,100,000円	35%	359日	10,822円	2,405円	
大会議室(2室) (6F- 1, 10)	13,200,000円	35%	359日	12,870円	1,532円	
中会議室(1室) (6F- 5)	3,650,000円	35%	359日	3,558円	988円	
小会議室(5室) (6F- 6~9, 11)	11,500,000円	35%	359日	11,210円	747円	
スタジオ	(大)	3,900,000円	35%	359日	3,803円	1,422円
	(中)					580円
	(小)					261円
和室	3,550,000円	35%	359日	3,461円	995円	
美術・工芸室	6,800,000円	35%	359日	6,630円	2,125円	
調理実習室	5,050,000円	35%	359日	4,923円	1,578円	
市民交流ラウンジ	13,150,000円	35%	359日	12,820円	100円	
対象経費(合計)	71,900,000円			70,097円		

※対象経費：施設管理費（光熱水費を含む）…約30,700千円

：人件費（需用費・役務費を含む）…約41,200千円

※稼働日数：年末年始（6日）を除いた日数

## ②会議室等の利用料金

### 【会議室等】

		面積	定員	利用料金の上限額
講習室		168.48 m <sup>2</sup>	145 人	2,500 円
大会議室	(6F- 1)	96.74 m <sup>2</sup>	55 人	1,600 円
	(6F -10)	112.96 m <sup>2</sup>	55 人	
中会議室	(6F- 5)	41.44 m <sup>2</sup>	25 人	1,000 円
小会議室	(6F- 6)	28.35 m <sup>2</sup>	18 人	800 円
	(6F- 7)	28.14 m <sup>2</sup>	18 人	
	(6F- 8)	25.62 m <sup>2</sup>	16 人	
	(6F- 9)	24.57 m <sup>2</sup>	16 人	
	(6F- 11)	32.09 m <sup>2</sup>	18 人	
スタジオ	(大)	36.75 m <sup>2</sup>	40 人	1,500 円
	(中)	14.95 m <sup>2</sup>	5 人	600 円
	(小)	6.12 m <sup>2</sup>	2 人	300 円
和室		53.73 m <sup>2</sup>	24 人	1,000 円
美術・工芸室		102.6 m <sup>2</sup>	37 人	2,200 円
調理実習室		76.54 m <sup>2</sup>	37 人	1,600 円

### 【市民交流ラウンジ（2階）】

	利用料金の上限額	備考
市民交流ラウンジ	1 人 1 回 2 時間 につき 100 円	【参考】武蔵野市武蔵野プレイス 400 円/4h

## ③その他の利用料金

### 【附属設備及び備品】

種別	想定される備品等	単位	利用料金の上限額
団体用倉庫等	団体用倉庫 ・ロッカー等	1 区画	1 月につき 1,000 円
貸出設備、 備品等	プロジェクター 個人用ロッカー	1 区画又は各品目の単位	1 月につき 500 円

## ④加算利用料金

営利団体が利用する場合の利用料金は、利用料の2倍額とします。ただし、市民交流ラウンジ、貸出備品等は除きます。

### ⑤利用料金の減免

利用料金の減免は、利用者の公平性の観点から極力行わないこととし、次のいずれかに該当するものを対象とします。ただし、市民交流ラウンジ、個人用ロッカーは除きます。

(これらの内容は規則で規定します。)

- 市（大和市生涯学習センターにおいては、指定管理者を含む。）が主催又は共催する事業等に利用するとき（100%減免）
- 国又は地方公共団体が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 公共的団体が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 社会福祉法人が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 社会教育関係団体がその活動目的のために利用するとき 50%減免）
- 「やまと生涯学習ねっとわあく利用者」に利用するとき（50%減免）
- その他指定管理者が特に必要があると認めたとき（指定管理者が定める率）

### ⑥利用料金の還付

すでに納付された利用料は還付しないことを原則とします。ただし、使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、使用料の全額又は一部を還付するものとします。

### (6) 使用等の制限

- ・施設の損傷や、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある等と認められる者に対し、入場を拒み又は退場させることができる。

### 3. 条例施行日

- ・平成 28 年 11 月 3 日から施行します。指定管理者の指定等の手続きについては、平成 26 年 7 月 1 日とします。

### 4. 規則について

- ・利用者登録等の一部の詳細項目は、規則で規定します。

議案第 11 号

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市立図書館条例の一部を改正する条例の制定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年 月 日

大和市社会教育委員会議  
議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会  
委員長 青蔭 文雄

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について（諮問）

大和市立図書館条例の一部を改正する条例について、貴会議の意見を求めます。

（改正理由）

平成28年度の竣工を目指し、現在整備中の大和駅東側第4地区公益施設へ図書館を移転することに伴い、位置及び管理について同条例の一部を改正するものです。

## 大和市立図書館条例の一部改正について

### 1. 背景

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に文化創造拠点として、文化複合施設の整備を進めており、現在の図書館を同施設へ移転することとしています。

これまで、「大和駅東側第 4 地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきました。

今後は、移転後の図書館に係る位置及び管理について条例を一部改正する必要があります。

### 2. 条例の主な改正内容

#### (1) 位置

現 行：大和市深見西一丁目 2 番 17 号

変更後：大和市大和南一丁目 8 番 1 号

#### (2) 事業

##### ① 図書館法第 3 条の各号に掲げる事業

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おのおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

##### ② その他、図書館の設置目的に照らして必要な事業

・一日図書館員、ブックスタート事業、等

### (3) 指定管理者による管理

図書館の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定めます。

### (4) 開館時間

現 行： 午前9時～午後8時（土日・祝日は午後6時まで）

変更後： [3階 児童開架] 午前9時～午後7時

[4・5階 一般開架] 平日 午前9時～午後9時

日・祝日 午前9時～午後8時

### (5) 休館日

現 行： 毎週月曜日（祝日を除く）及び 1/1～3、12/29～31

変更後： 1/1 及び 12/31

### (6) 利用の制限

他の利用者に迷惑を及ぼす、又は施設や図書館資料を損傷するおそれがあるとき等に図書館の利用をさせないことができます。

## 3. 条例施行日

施行日は、平成28年11月3日とします。指定管理者の指定等の手続きに関する規定の施行日は、平成26年7月1日とします。

## 4. 規則について

図書資料の貸出し手続き等、一部の詳細項目については、規則で規定します。

議案第 12 号

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則について

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2学期」を「3学期」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第3条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

第9条中「第12条の3」を「第24条第1項」に改める。

第10条中「第12条の3第2項及び第3項」を「第24条第2項及び第3項」に改める。

第11条中「第12条の4」を「第25条」に改める。

第16条の2第1項中「第37条第2項」の次に「(同法第49条において準用する場合を含む。)」を加える。

第20条第1項中「第23条の3」を「第49条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条から第11条まで、第16条の2及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 平成13年3月29日教委規則第4号</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 教育活動等</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の<u>3</u>学期とする。ただし、教育上特に必要があると大和市教育局委員会（以下「教育局委員会」という。）が認め、教育課程研究校として指定した場合はこの限りでない。</p> <p><u>(1) 第1学期</u> 4月1日から7月31日まで</p> <p><u>(2) 第2学期</u> 8月1日から12月31日まで</p> <p><u>(3) 第3学期</u> 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで</p> <p>[削除]</p> <p><u>(5)</u> 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p>	<p>○大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 平成13年3月29日教委規則第4号</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 教育活動等</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて、次の<u>2</u>学期とする。ただし、教育上特に必要があると大和市教育局委員会（以下「教育局委員会」という。）が認め、教育課程研究校として指定した場合はこの限りでない。</p> <p><u>(1) 前期</u> 4月1日から10月の第2月曜日まで</p> <p><u>(2) 後期</u> 10月の第2月曜日の翌日から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで</p> <p>(5) 秋季休業日 10月の第2月曜日の翌日</p> <p><u>(6)</u> 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p>

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第6号までに規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。

第4条～第8条 略

第3章 児童・生徒

(指導要録の様式)

第9条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第24条第1項に規定する児童等の指導要録及びその抄本についての様式は、教育委員会が定める。

(指導要録の抄本又は写しの送付)

第10条 校長は、施行規則第24条第2項及び第3項に規定する指導要録の抄本又は写しの送付を児童又は生徒の進学又は転学後、速やかに行なわれなければならない。

(出席簿の様式)

第11条 施行規則第25条に規定する児童等の出席簿の様式は、教育委員会が定める。

第12条～第15条 略

第4章 組織編制等

第15条～第16条 略

(総括教諭)

(7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第3号から第7号までに規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。

第4条～第8条 略

第3章 児童・生徒

(指導要録の様式)

第9条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第12条の3に規定する児童等の指導要録及びその抄本についての様式は、教育委員会が定める。

(指導要録の抄本又は写しの送付)

第10条 校長は、施行規則第12条の3第2項及び第3項に規定する指導要録の抄本又は写しの送付を児童又は生徒の進学又は転学後、速やかに行なわれなければならない。

(出席簿の様式)

第11条 施行規則第12条の4に規定する児童等の出席簿の様式は、教育委員会が定める。

第12条～第15条 略

第4章 組織編制等

第15条～第16条 略

(総括教諭)

第16条の2 学校に総括教諭を置き、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第2項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。

2～3 略

第16条の3～第19条 略

(学校評議員の設置)

第20条 学校に、施行規則第49条(施行規則第79条において準用する場合を含む。)に規定する学校評議員を置く。

2～4 略

第20条の2～第23条 略

第5章 略

第6章 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条から第11条まで、第16条の2及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

第16条の2 学校に総括教諭を置き、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第2項に規定する主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。

2～3 略

第16条の3～第19条

(学校評議員の設置)

第20条 学校に、施行規則第23条の3に規定する学校評議員を置く。

2～4 略

第20条の2～第23条 略

第5章 略

第6章 略

議案第 13 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和42年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第42条第1項（施行規則第55条において準用する場合を含む。）」を「第34条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予（免除）通知書により通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校教育法施行細則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○学校教育法施行細則 昭和42年3月17日教委規則第2号 第1条～第12条 略 (猶予又は免除の願い出等) 第13条 保護者は、<u>施行規則第34条の規定により就学義務の猶予又は免除を願い出ようときは、就学義務の猶予(免除)願書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、<u>前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予(免除)通知書により通知するものとする。</u></p> <p>第14条～第16条 略 附 則 この規則は、<u>公布の日から施行する。</u></p>	<p>○学校教育法施行細則 昭和42年3月17日教委規則第2号 第1条～第12条 略 (猶予又は免除の願い出等) 第13条 保護者は、<u>施行規則第42条第1項(施行規則第55条において使用する場合を含む。)</u>の規定により就学義務の猶予又は免除を願い出ようときは、<u>就学義務の猶予(免除)願書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による保護者からの願い出に係る就学義務の猶予又は免除について、神奈川県教育委員会の認可があったときは、就学義務の猶予(免除)通知書を当該保護者に交付するものとする。</u></p> <p>第14条～第16条 略</p>

議案第 14 号

大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について

大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



大和市教育委員会規則第 号

大和市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

大和市社会教育委員会議規則（昭和34年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大和市社会教育委員会議規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>○大和市社会教育委員会議規則            昭和34年2月13日教委規則第1号            (趣旨)            第1条 この規則は、大和市社会教育委員に関する条例(昭和43年大和市条例第33号)第7条の規定に基づき、大和市社会教育委員(以下「委員」という。)の組織及び会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。            第2条～第6条 略  <u>附 則</u>  <u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大和市社会教育委員会議規則            昭和34年2月13日教委規則第1号            (趣旨)            第1条 この規則は、大和市社会教育委員に関する条例(昭和43年大和市条例第33号)第6条の規定に基づき、大和市社会教育委員(以下「委員」という。)の組織及び会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。            第2条～第6条 略</p>

議案第 15 号

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 16 号

教育財産の取得の申し出について

大和市公有財産規則の規定に基づく市長への教育財産の取得の申し出について、  
審議願いたく提案する。

平成 26 年 3 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

## 取得する教育財産の概要

1 名 称	市立大和中学校
2 所 在 地	深見西7-5-1
3 構 造	R C造 地上3階
4 床 面 積	928.32㎡
5 取得理由	復旧防音工事に伴う大規模改修事業にあわせて校舎の増築を行ったもの。
6 取得方法	大和市による建設
7 供用開始時期	平成26年 2月18日
8 参 考	概算事業費（改修含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費 207,927千円</li> <li>・実施設計 20,265千円</li> <li>・工事監理 17,408千円</li> </ul>